

第一次世界大戦におけるオーストリア＝ハンガリーの捕虜・民間人抑留政策 —— 日本人抑留者の事例を中心に ——

梶原克彦

目次

はじめに

- 1 第一次世界大戦の勃発と日本人の抑留問題
 - 2 逮捕・拘束・拘留
 - 3 民間人抑留収容所の設置
 - 4 ある日本人の総力戦体験
- むすびにかえて

はじめに

2015年の欧州「難民」危機は、「人道性と国民国家との兼ね合い」という問題をあらためて突き付けることになった。この点で現代の起点とされる第一次世界大戦を振り返ると、当時の「人の移動」をめぐる生じた様々な事象にも同様の問題性が看取される。第一次世界大戦は史上初の総力戦であり、また未曾有の人の移動を生み出した戦争でもあった。国籍に関わりなく人間を平等に処遇しようとする人道性は、国民とそれ以外の人々の間に線引きを設ける国民国家の論理との間に角逐を生ずる可能性がある。第一次世界大戦では総力戦のなか、民間人を含めて国民の一体性を強調する盾の裏面として、外国人等の「国民ならざる人々」の管理が重要な政策となった。このことは、人の移動が大々

的に行われたことによって、多くの場面で一層問題をはらむこととなった。

第一次世界大戦期のヨーロッパにおいては、それまで経験したことの無い何百万人という大量の捕虜が発生した一方、非戦闘員についても、敵国民間人、自国民の政治的不審者、さらに避難民が収容所で拘留・拘禁された。こうした捕虜・民間人抑留者の処遇については、大戦勃発 100 周年を機に多くの新たな考察がこれまでに蓄積されている。捕虜研究については従来の研究に新たな知見が加えられており、民間人の抑留・拘禁に関しても、M・スティベ(Matthew Stibbe)が雑誌『移民とマイノリティ (Immigrants and Minorities)』28号(2009年)で民間人抑留者の諸相を特集したこと(のち論文集として発行)をはじめ、考究が重ねられている¹⁾。邦語でもヨーロッパの捕虜・民間人抑留者問題への考察が示され、オーストリア＝ハンガリーに関しては収容者のカテゴリー別にその生活の様子が描かれてもいる²⁾。

翻って、第一次世界大戦期の日本に関する捕虜・敵国民間人に関する研究状況はテーマによって進展に差が生じている。

日本の管理下の捕虜待遇についてみると、収容所によって研究の深化にはばらつきがあるとはいえ、個別の収容所研究は大きく進展している。しかし当時の日本の捕虜政策を総合的に論じたものは少なく、また本土以外に目を転ざると、開戦当初の南洋諸島や青島での捕虜収容に若干の言及があるとはいえ、大戦末シベリア出兵期の捕虜政策についても研究状況は芳しいとはいえない。第一次世界大戦期の日本の各地域に設置された収容所において、例えば徳島県の坂東収容所のように、捕虜が厚遇された事実については広く知られているけれども、同じ時期のシベリア出兵期に日本がどのように俘虜を取り扱ったのか、この点に関する考察は乏しい。当時、独逸捕虜は連合国による共同管理とされたものの、実際には日米がこれを執り行うことになり、国際赤十字やデンマークの報告書からシベリア出兵期の日本の捕虜政策が穏当であったことがうかがえる³⁾。一方で捕虜殺害事件⁴⁾が起きたその背景やその意味、そして東シベリア地域以外での捕虜政策の様子など不明瞭な点も多い。

一方で、第一次世界大戦期の日本における敵国民間人の処遇状況や、日本人

が捕虜や抑留された事例については、いくつかの先行研究が存在するけれども、日本の捕虜政策に関する研究の進捗状況に鑑みれば、実態の把握も含めて、まだ緒に就いたばかりといえよう。まず敵国民間人に対する日本の処遇は、第一次世界大戦期の捕虜厚遇という「顕彰」の陰に隠れるように、これまで十分な考察の対象とはなっていない。そうしたなかで本宮一男氏による横浜居留民をめぐる先駆的な研究⁵⁾があるけれども、全面的な説明は今後の課題と言ってよい状況である。また第一次世界大戦期のヨーロッパにおける日本人捕虜および民間人抑留者の処遇についても同様の状況にあるといえる。第一次世界大戦は日本人にとって「忘れられた戦争」であるとの指摘どおり、ヨーロッパでの日本人の様子についてもこれまで言及されることは少なかった。第一次大戦時のドイツには、常陸丸の船員など輸送艦の船員として大戦に関わり捕虜となった日本人が存在したけれども、どのような処遇を受け、その体験が大戦後どのように伝えられたのか、といったことは分かっていない。

同様に、第一次世界大戦期の欧州に滞在した日本人の民間人が抑留や拘禁された様子についても未説明の点が多い。この研究状況の中、開戦直後のドイツにおける日本人の民間人拘禁・抑留については、ドイツ側の資料を使用したヴィッピヒ氏の論考⁶⁾と、日本側の資料を駆使した奈良岡聰智氏の著作⁷⁾によって明らかにされている。しかし中立国を含め、その他の国々において、日本人民間人が抑留された様子については判然としない事も数多く存在しており、今後の検討が待たれるところである。

本稿は、以上のような研究状況に鑑みながら、第一次世界大戦期の捕虜・民間人抑留問題、とくにオーストリア＝ハンガリーで抑留された日本人の問題について、その一端を明らかにしようとする。オーストリア＝ハンガリーで抑留された民間人については、奈良岡氏の著作の巻末にまとめられたリストでその8名の存在が指摘されている。これらの8名については、大戦中の俘虜情報局や外務省の資料にその氏名が登場するけれども、これまで考察が加えられたことはなく、抑留の様子などは不明であった⁸⁾。本稿では、このうちオーストリアで抑留された翻訳家・城戸愛三郎氏の経験について、同氏が新聞に寄稿した記

事などの資料をもとに、これらの問題への接近を試みる。当時の何十万という民間人抑留問題からすれば、この事例は「ミクロ」なそれということになるかもしれない。けれども、「忘れられた戦争」のなかで実際に抑留された人間の体験には当時の捕虜・民間人抑留問題を考えるうえで多くの情報が含まれていると思われるし、日本における捕虜・民間人抑留政策の展開というテーマにとっても意味するところは大きいだろう。それというのも、この事例には同時代の日本人の捕虜・抑留者観や欧州諸国に対する感情などが含まれており、したがって捕虜・民間人抑留問題への顕彰という側面が強かったアプローチを相対化し、従来見過ごされてきた捕虜観や外国人観を知る手がかりを提供すると考えられるからである。本稿が日本人抑留者の事例を取り上げた所以はここにもあるといえるだろう⁹⁾。

1 第一次世界大戦の勃発と日本人の抑留問題

1914年6月、ボスニアのセルビア系住民ガブリロ・プリンツィプはオーストリア皇位継承者フランツ＝フェルディナント大公夫妻を暗殺した。この事件に端を発した7月危機は、オーストリア＝ハンガリーがセルビアに対して最後通牒を発する事態となり、最終的にオーストリア＝ハンガリーは7月28日にセルビアへ宣戦布告した。その後ヨーロッパ各国はその同盟システムに従い交戦状態に入っていったけれども、日本が開戦に踏み切ったのはヨーロッパの情勢から約1か月後のことであった。日本はドイツに8月23日、オーストリア＝ハンガリーには8月25日に宣戦を布告し、南洋諸島・青島での戦闘や、やがては地中海への艦隊派遣など、両軍と交戦することとなる。

かくして世界は大戦へと突入し、「ヨーロッパ中から明かりが消えていく」こととなった。それは史上初の総力戦であり、国内には階級対立を越え城内平和といった国民の一体感の高揚をもたらす一方、同盟国以外の国民に対しては激しい敵愾心を煽り立てる状況をもたらした。このとき在外国民の保護と国内に滞在する敵国外国人の処遇が交戦国間で問題となり、当時多くの留学生等を

ヨーロッパに送り出していた日本にとっても、ドイツやオーストリアに滞在していた邦人の安全確保は課題となった。もっとも、8月初旬の時点では、ドイツやオーストリアの市井の人々は日本人に危害を加えず、身柄の安全は確保されていたといえる。それは、即時に戦端を開いたヨーロッパ諸国とは異なり、日本が日英同盟に基づく即時参戦を表明しなかったことや、ドイツやオーストリアを支援しロシアを叩くのではという憶測が広まっていたからだった¹⁰⁾ 1914年8月初頭のドイツでは日本人に対して一種のフィーバーが出来したが、これはオーストリアにおいても同様であった。

このあたりの事情について、着任間もないオーストリア大使であった佐藤愛磨は、日本に帰国後、地元で開催された講演会で解説している¹¹⁾ 佐藤は前任地のオランダを7月23日に出発し、7月27日にウィーンへ到着するや否や、日本への帰国を余儀なくされることになったのだが、当時のウィーンの様子を次のように伝えている。「独墺両政府は日本の態度をも余程誤解していた。それは何故かと言うに日本は日露戦争の結果に満足しているものではない、不満を抱いているから独露にして開戦せば日本は必ずや露国の背後を圧迫するに相違ない。或はこの機会を利用して満蒙問題を解決せんとするかも知れぬと云うので、其の頃ドイツでは大道で日本人を見ると群衆は之を胴上げしたりした者であります。オーストリアも亦同様で一寸日本人が料理屋で食事をしたのを見ても日本萬歳を浴びせかけたものです¹²⁾」しかもウィーンからベルリンへの新聞電報で、同大使がオーストリアの外務大臣と会見し、その内容からオーストリアとロシアが開戦すればオーストリア側に立つのは間違いない、といった出所不明の事実¹³⁾に反した情報が伝えられた。そのために、ベルリンの日本人が大歓迎され、佐藤自身、在ベルリン代理公使であった船越光之丞から事実確認の照会を受ける事態になっていた¹³⁾

しかしこうした歓待ムードは8月16日に日本がドイツに最後通牒を出したことで一変し、日本人への賛辞は暴言と暴挙とに取って代わられることになった。佐藤大使がこの報を聞き及んだのは8月17日である。これに先駆けて外交上の処遇に関して日本政府からは指示があったようだが、その電信は到達し

なかった。さらにドイツ政府は日本の最後通牒を19日にベルリンで公表し、オーストリアでは新聞がこれを20日に転載したため、外交レベルでさえ事前の協議もなく、日本が連合国側に立ったことはまさに“寝耳に水”の話であった。一方で日本側にとって、オーストリアとの国交断絶と開戦は“不意に生じた”といった感があった。オーストリアとの間で懸案となるのは膠州湾に停泊していた軍艦カイザリン＝エリザベートの存在であったが、佐藤大使は22日にオーストリア政府より、日独開戦の場合もこれを参加させず、武装解除する旨伝達されていたからである¹⁴⁾しかしオーストリアは24日にカイザリン＝エリザベート号はドイツ側に与して戦うことを公表し、翌25日は両国間で宣戦布告が行われた。このため佐藤大使もこの間の経緯を訝しみつつ、「22日まで日奥間国交断絶の様見え、24日に至り思い至った¹⁵⁾」と事態の急変ぶりを回顧している。

日本とドイツ、オーストリアとの関係に暗雲が立ち込め、対日感情が悪化する中、在留邦人の安全確保の課題が浮上することとなった。ベルリンの日本大使館では8月7日に在留邦人退去の方針を決め、8月20日までに多くの日本人が退去したけれども、20日午前より約100名の民間人である日本人が同地で拘束され、長期にわたり抑留される事態となった¹⁶⁾ウィーンの日本大使館でも邦人保護のため、退去へ向けた動きが行われた。しかし国交断絶に至ると想定しなかったためか、その方針決定はベルリンのそれと比べると緩慢なものだった。佐藤大使の言によれば「段々電信は不着がちとなり、教師も多数従軍して学校は閉鎖する。日本留学生の送金絶たれ生活漸次困難を感せんとする有様であるから、余り甚だしからぬに帰国せしめんとし、之より先8月21日20余名の学生に説諭を加え旅費なきものは之を立替えイタリヤ、フランスを経て約十日間かかってロンドンへ向かわせ¹⁷⁾」た。8月25日には両国は国交断絶・宣戦布告の状態に入るが、大使を含む外交官のウィーンからの退去は27日に行われた。8月8日にフランツ＝ヨーゼフ帝との謁見に向かう際には、ウィーンの市民は日本萬歳と叫んで歓待したけれども、いまや大使一行は罵詈雑言と投石のなかを去っていくことになったのである¹⁸⁾

大使館員が退去後、オーストリアにおける日本の利害代表はアメリカがつとめ、したがって、オーストリアに抑留された民間人の消息確認や解放交渉はアメリカ大使館を通じて行われた。佐藤大使の講演にもあったように、第一次世界大戦前のオーストリア＝ハンガリーには学術・芸術を学ぶために滞在していた留学生のほかに、同地で職業をもち、家族と共に生活を送っている者もいた。そうした人々のうち、官費で留学していた者については文部省からの照会があり、彼らがオーストリア国外へ脱出し無事であるとその安否が確認されていた。これに対して開戦後もオーストリア＝ハンガリーに残留した者については、その消息がよく掴めなかったが、結局、アメリカ大使館を通じて数名の邦人がオーストリア＝ハンガリーに抑留されていることが判明した¹⁹⁾。そのうちハンガリーで抑留された、渡邊鑄吉とその妻、長田三平とその妻と子、赤石孔の6名は、それぞれ料理人、使用人、興行師、競馬騎手として生業を同地に抱えて生活しており、そのため国外退去という選択ができなかったのかもしれない。オーストリアでは、城戸愛三郎、藤井慶乗の2名が抑留された。城戸はもともとベルチンスキー氏の知遇を得てドイツに学んでいたが、諸事情からウィーンに移住し、ドイツ語能力向上のために研鑽を積んでいた。藤井は真宗の僧侶で、すでに日本国内で学士号を取得しており、宗教哲学のさらなる考究のために同国に滞在していた。そして両名はその当時の滞在先、城戸はウィーンで、藤井はザルツブルク（ビショッフスホーフエン〔Bischofshofen〕）で拘束された。ドイツでの邦人の抑留が最長80日間程度で終了したのに対して、オーストリア＝ハンガリーの場合、それは開戦からアメリカ大使館の仲介によって両名が解放された1915年3月15日まで、最長で約200日以上となった。

この間の抑留状況を知る手がかりは、親族や関係者からの消息照会に対して、外務省がアメリカ大使館経由で得た調査結果や、あるいは本人が解放後に提出した報告などになる。それらのなかで、城戸愛三郎が地元の『福岡日日新聞』に11回にわたり寄稿した記事（「奥国拘禁當時を偲ぶ」）は抑留の様子が事細かに記された、貴重な資料となっている。そこには、拘束前のウィーンの雰囲気や逮捕時の様子、その後抑留収容所へと移送される状況や開設間もな

い収容所の姿、さらにはオーストリア人所長の対応を含めた収容所の在り方や、収容所内の民族間関係や自身の日本人意識などが綴られている。これらは、オーストリアにおける民間人抑留の事例研究に対して重要なデータを提供し、また同時に当時の日本人が総力戦の一端を味わったのか、その生々しい肉声を伝えている。以下では、この城戸愛三郎による収容体験記をもとに、当時のオーストリアにおける敵国民間人の処遇問題をみていく。

2 逮捕・拘束・拘留

第一次世界大戦期のオーストリアでは、敵国の国民と“自国民”の双方を抑留するシステムがあった。これらの人々は、捕虜、敵国民間人、政治的不審者、避難民というカテゴリーに区分され、分散収容された²⁰⁾1914年7月31日の動員令が下される前から、すでに内務省は陸軍省と共同して、交戦可能性のある諸国の軍人・民間人の取り扱い方針を定め、戦争遂行上、問題をはらむ外国人および国民の行動を抑制し、逮捕・拘留することを決定した²¹⁾これに基づき、戦時監視局(KÜA: Kriegsüberwachungsamt)の管理のもと、敵国および自国民の民間人の逮捕と抑留が行われ、開戦直後からライタ以西ではニーダーエスターライヒ、オーバーエスターライヒ、ティロール、シュタイヤーマルク、バーメンの各州に“不審な”人物が収容された。その数は開戦から1か月で約3,600名に達し、このうちニーダーエスターライヒでは846名が、ウィーンの1区にあるロッサウ兵営(Rossauer Kasarne)や警察の留置場、その他マイドリング(Maidling)やカールシュタイン(Karlstein)、ヴィーランドタール(Wielandstal)に収容された²²⁾こうした逮捕拘禁は、一方では実際に作業を行う所轄官庁と送致先のそれとの連携が取れておらず、やみくもに逮捕者が移送されたため²³⁾他方では修道院など、既存の建造物を収容施設に転用したため²⁴⁾過密や不衛生など収容者を取り巻く環境は劣悪であった。そこで9月以降に民間人抑留収容所(Internierungslager)および拘禁収容所(Konfinierungslager)が設置され、収容者はそれらへ移送されることになった。

この開戦から逮捕を経て民間人抑留収容所へ移送されるまでの経緯について、城戸の回想は、事態が急転直下し、一日本人民間人が奈落の底へ突き落とされる様子を明らかにしている。先に触れた佐藤大使が伝えたように、総動員令が出されたのちに一種の日本人気が沸き起こったが、城戸自身この熱狂ぶりを綴っている。カフェで会った軍人たちに握手を求められたり、学術その他で親密なドイツ、オーストリアと日本とが精神的同盟で世界の人道の敵であるロシアを打ち破ろう、日本万歳と喝采を浴びたり、といった様子だった²⁵⁾ところが日本がドイツに最後通牒を出した19日のあと、雲行きはにわかになんてなっていた。ドイツではほとんどの日本人が引き上げた情報は届いており、オーストリアでも「危険は少なくとも送金の都合があるから」と帰国かスイスやフランスなどへの移動が勧められていた。城戸自身は、私費留学生であったので「[国費留学生とは異なり] 国からの送金の都合が悪くならうが其れは苦学奮闘の身だから平気なもの」とし、さらに「[ウィーンの] 警視庁でもたとえ日墺戦争が始まっても拘禁したり、貴君の一身に迫害のある様なことはないからウィーンにいても大丈夫であると云う」のを聞いて、安心していった。しかし8月24日頃より人々の待遇が悪くなってきたようで、彼はカフェやレストランで日本人だからという理由で飲食の提供が拒否されるといった嫌がらせを受けた。さらに、「二週間以前に握手した先生等も鉄拳を握って吾輩を罵倒する位だから他の者は『日本人殴れ殴れ』と叫び」、50人余りの野次馬に取り囲まれ「其処の黄色いのを殴れ、生かして返すな」といった、敵愾心むき出しの言葉が浴びせられる状況となっていた²⁶⁾

こうした日本人を標的とした悪態や誹謗が日常化したことで、城戸も出国を決意し、8月26日夕刻にスイスへ向けて出立する予定で、切符の手配も荷造りも終えていた。しかしその26日午前中に警察の訪問を受け、そのまま警察に拘束されることになり、やがてスパイ嫌疑を受けたことで一坪ほどの留置所で過ごすことになった²⁷⁾この嫌疑を受ける前にはスイスへの出発を許可する話もあったようであるが、当時の敵国外国人の拘束理由がスパイ嫌疑と兵役能力を主としていたことに鑑みれば、警察署の判断はすでに撤回されていたかもし

れない。が、少なくとも城戸自身は、暗く黴臭い部屋で、食糧事情も悪く、南京虫に悩まされながら、自身に借財のある人物からの返済を待つため、あえて警察署に留まっていた。ところがその借財人が現れるどころか、彼は9月5日に他の被拘束者共々、兵営に送られることになった²⁸⁾おそらくこれはロッサウ兵営のことを意味していると思われる。そこに既に類する広い部屋に藁が敷き詰められ、これを収容施設としたようであり、いかにも急ごしらえで逮捕・拘留を行っていた当時の様子がうかがえる。彼は「家畜の住所」でも先の留置所よりましであるとしているが、不潔な状態のロシア人とまとめて収容されたことには苦言を呈していた²⁹⁾翌日には彼ら一行は新たに収容所が設置されたドロゼンドルフ (Drosendorf) へ移送されたように、この施設は酒保を備えつつも、暫定的な収容を目的としたものであり、収容環境にまで配慮したものではなかったろう。オーストリアの捕虜・抑留システムが「完成」したのちには、特定の民族を対象にした収容所が設置されたものだが、この時点では制度も施設もまだ不十分であった。兵営を転用した収容施設に対するこの叙述には、民族政策的な観点からも、当時のいまだ体系化されていなかった収容政策の状況が見て取れる。

3 民間人抑留収容所の設置

第一次世界大戦期に、オーストリア＝ハンガリーでは約20万人の民間人が収容所生活を送った。こうした人々を収容した抑留・拘禁収容所の数は80以上にのぼり、ニーダーエスターライヒ州には53の抑留・拘禁収容所が設置された³⁰⁾わけてもヴァルトフィアテル地域 (Waldviertel) の北部に位置し、現在のチェコとの国境地帯であるヴァイトホーフェン郡 (Bezirkshauptmannschaft Waidhofen an der Thaya) はその拠点となっていた (参照, 図1)。

これらの民間人抑留・拘禁収容所には様々な民族が収容され、その中にはイギリス人、フランス人、ロシア人、セルビア人、ベルギー人、モンテネグロ人などがおり、1915年夏以降はイタリア人の数も増大することとなる。日本人

の街には、18世紀に作られ、現在は文化遺産となっている巨大なドロゼンドルフ穀物倉庫（Schüttkasten Drosendorf）がある（参照，図2）。この穀物倉庫が大戦中にさしあたり抑留収容所として用いられた。当局の見立てでは、この穀物倉庫には1,000人から1,200人が収容可能であるとされたけれども、1914年9月4日に最初の抑留者が到着してから1週間も経たずに収容者数は約500名となり、やがてその稠密さが問題となった³⁴⁾ 当然ながら、穀物倉庫には人々が生活する上で必要な設備がなかったので、様々な居住用の増改築作業も行われた。抑留者が動員され、暖炉、厨房、トイレの設置や、上水道確保のための削井を行った³⁵⁾ こうした増改築に加えて、衛生状況の改善のために、消毒や入浴が励行された。これに合わせて拘禁者用の収容所も設置された。にもかかわらず衛生状態の悪さと感染症予防対策の不十分さのため、1915年の初頭には発疹チフスが収容所内で流行することになった³⁶⁾ そのため、ドロゼンドルフ収容所は大改築を行い、収容所の敷地を旧市街の一部をも含むよう拡張し、居住用バラックを設置して住環境の改善を図ると共に、収容所病院を備えた「れっきとした」収容所へと変貌することとなる（参照，図3）。



図2 ドロゼンドルフ穀物倉庫。手前には建設中のバラックが見える
出所：NÖLA Reg. 1903-1935, AR B 1686d

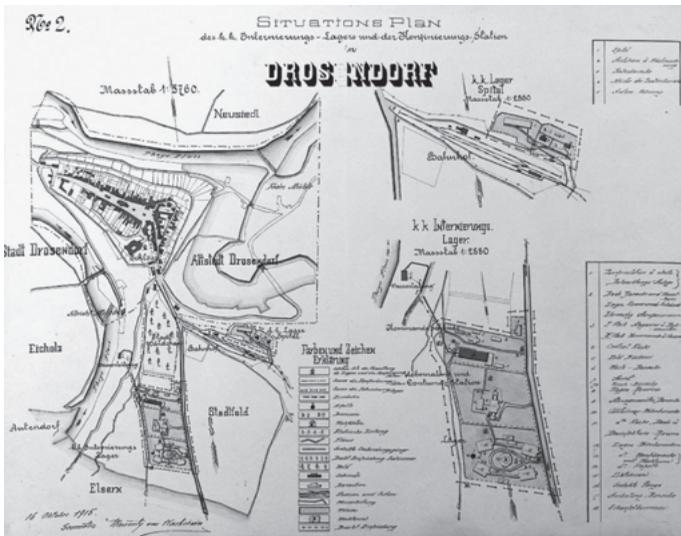


図3 ドローゼンドルフ抑留・拘禁収容所

出所：NÓLA Reg. 1903-1935, AR B 1675

開戦直後の収容施設が急造であり、その問題を受けて新たに収容所が設置されたという点では、グロッサウ抑留収容所も同様であった。グロッサウはドローゼンドルフの西方約10キロメートルに位置し、ラープス（Raabs）やカールシュタイン（Karlstein）からも同程度の距離にある。グロッサウにはかつて領主の邸宅であるグロッサウ城館（Schloß Großbau）があり、この城館や庭園等が収容所として用いられた（参照，図4）。1914年8月，近郊のカールシュタイン抑留収容所において，その城館の一部が老朽化のために倒壊する危険性があり，収容者の一部について収容施設を確保する必要性が生じていた³⁷⁾そこでヴァイトホーフエン郡はグロッサウ城館を徴発し，ここへ9月初頭に約130名の民間人抑留者を移送することになった³⁸⁾もっともグロッサウ城館は長らく空き家だったので，修繕・補修作業を行い，多数の人々が暮らすための居住環境を整備しなければならなかった。開設時は150名の収容能力であったところ，10月末には早くも拡張工事が行われた。結果，定員は240名となったが，この作業は翌年以降も続いていき，居住用，調理用，食堂用のバラックが建設さ



図4 グロツサウ城館
出所：NÖLA Reg. 1903-1935, AR B 1690

れ、最終的には400名の収容が可能となった³⁹⁾(参照、図5)。こうした居住環境の整備とは別に、グロツサウ収容所内には病院が設けられた(参照、図6)。この医療設備は、収容所それ自体というよりはむしろ、ヴァイトホーフェン郡全体の抑留・拘禁収容所システムにとって重要だった。開戦当初、同郡の各収容所の抑留・拘禁者は郡の民間病院を利用していたけれども、これには地元の人々の反対が多く、収容者専用の設備が求められた。そこで10月末にグロツサウに病院が開設され、この病院は翌1915年の夏にドロゼンドルフ収容所内の病院設置に伴い閉鎖されるまで、郡全体の抑留・拘禁収容所システムにおける中央病院の機能を果たした⁴⁰⁾

ドロゼンドルフ収容所にせよ、グロツサウ収容所にせよ、当初は環境が悪くそれを改善していくという方法であった。これに対してキルヒベルク収容所は、初めから「上流抑留者」のために設置することが計画され、収容環境の良い「モデルルーム」のような存在であった。キルヒベルク(Kirchberg an der Wild)は、ヴァイトホーフェンの東南約10キロメートルに位置し、ツヴェットル郡

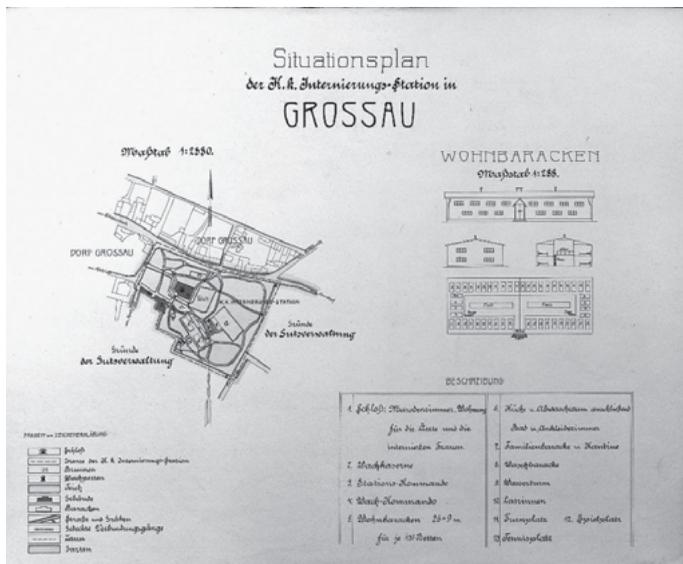


図5 グロツサウ抑留収容所
出所：NÖLA Reg. 1903-1935, AR B 1675



図6 グロツサウ抑留収容所の傷病者区画
出所：NÖLA Reg. 1903-1935, AR B 1686d

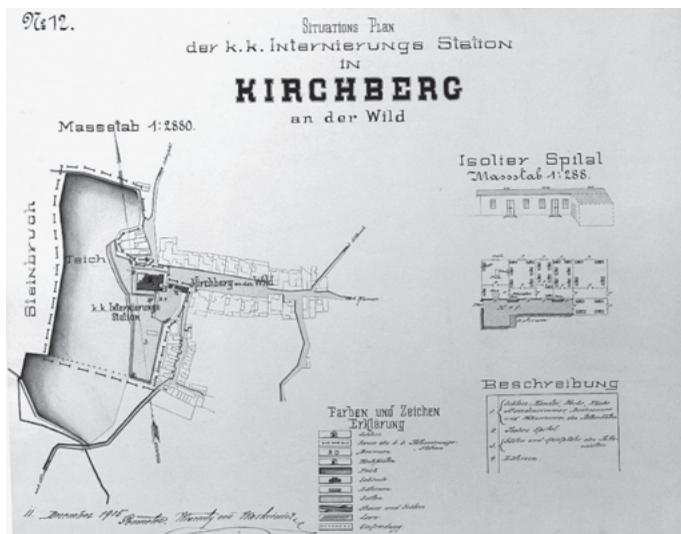


図7 キルヒベルク抑留収容所
出所：NÖLA Reg. 1903-1935, AR B 1675

の管区内にある。同地でも城館（Schloß Kirchberg）を収容所に転用したけれども、広く換気の行き届いた居住区があり、さらに病室と浴場が最初から備えられていて、これらを200名の収容人数にコントロールされた抑留者たちは利用できた⁴¹⁾（参照，図7）。そもそもこの収容所には，ドロゼンドルフ収容所の中から，治安の上でも衛生の点でも吟味された，高級官吏，予備将校，聖職者といった「上流の抑留者（bessere Internierte）」が配置された⁴²⁾1915年1月にアメリカ大使館参事官がキルヒベルク収容所を訪れた際，施設，医療，糧食について極めて満足しているとの感想を明らかにしていた。これは，郡長の設置意図に沿うものであり，また対外宣伝用の効果もあったものと思われる⁴³⁾

4 ある日本人の総力戦体験

以上は，総力戦へと突入したオーストリア＝ハンガリーが，大量の敵国民間人を収容するという初めての状況のなかで，どのように収容施設を造っていっ

たのか、その一端を示すものである。こうした総力戦的一幕をひとりの日本人であった城戸はいかように体験したのだろうか。

居住空間についてみれば、城戸がドローゼンドルフに到着したのは9月6日のことであり、収容所は開設から二日しか経過しておらず、設備は何も整っていなかった。この「一大穀倉」を転用した収容所について城戸は「便所もなければ台所もない。要するに人間の住める所ではないのである。この恐ろしい殺風景な穀倉に拘禁されると聞いた時には吾々は実に失望落胆した⁴⁴⁾」と回顧している。しかもこの穀物倉庫兼収容所に当初300名ほどの寝床をまず作るために、収容者自身が材木や麦の入った袋(約56キログラム)を運ばねばならなかった⁴⁵⁾その結果完成した居住空間は、隙間風も雨も吹き込む状態で、藁を敷き詰めた板の上に300名が、年齢性別・貧富の区別なく、一所に押し込まれた有様だった⁴⁶⁾次に収容されたグロッサウ収容所では病室にも藪が壁一面にあり、石炭がないので暖炉を使うことができないと不満を持ったこともあるけれども⁴⁷⁾男性と婦女子、富裕者と貧困者とは別区画とされるなど、ドローゼンドルフ収容所よりは居住区画について整備が進んでいたようである。また読書や手紙の執筆、観劇などの文化的活動や、換気の良い居住空間や散歩など運動もできる場があり、この点でも「ドローゼンドルフとは雲泥の差」であるとしている⁴⁸⁾最後に収容されたキルヒベルク収容所については、やはりその施設の「素晴らしさ」が際立ったようで、通気性がよく、暖房も完備した広い室内に家具が行き届き、加えて寝具も整っていたことが細かく記されている⁴⁹⁾

衛生面についていえば、ドローゼンドルフ収容所ではとかく苦しめられたことが窺える。虱などの害虫に絶えず悩まされており、寝具等を含めて状況改善が求められた。が、とくに不衛生さが目立ったのは排泄物の処理であった。当初、全員、穀物倉庫西側の畑の中で用を足すために臭気がひどかったので、2か月後に穴を掘ってそこに木を渡し、屋根を付けた「トイレ」を設置し、対応した⁵⁰⁾さらに、夜半に部屋の片隅で用を足す者がおり、階下に「星夜の雨」が降ることがあったので、10月の初めごろに部屋の入口に桶が置かれ、これも「トイレ」とした⁵¹⁾上水道設備についても厳しい状態が続いていたようである。

最初の1か月間は水に接することができず、村から桶で運ぶ水は料理用であったので、洗顔もできなかった⁵²⁾のちに井戸を作ったけれども、「泥水だから飲む事は出来ないがはじめて顔や足など洗う事は出来た」とあり、衛生状態の改善は行われつつも、飲料水の確保は依然として難しかったようである。結局、霜の降りる季節でも「朝の洗面は畑の中でコーヒーや汁を入れる碗に其の泥水を汲んできて⁵³⁾」行ったように、水回りの整備が遅々として進まない中、彼は3か月を過ごした。グロッサウ収容所でも水道施設の整備はずいぶんと時間が経過してからのことであり、キルヒベルク収容所へ行くまで、おしなべて衛生面については満足のいく環境とは言えなかったと思われる。

健康と医療については、ドローゼンドルフ収容所では、病気になった際には村の医師の診療を受けていたように、収容所内にそうした組織が編成されていた訳ではなかったようである⁵⁴⁾精神的な疲れや住環境の不衛生さなども手伝ってか、城戸は病に伏せることになり、1914年秋にドローゼンドルフ収容所には病院がなかったため、グロッサウ収容所に移送された。すでに寒さが厳しくなっていた季節に、しかも夜に荷車に載せての移動であり、その過酷さゆえに1名は気絶し、城戸自身発熱する羽目になった⁵⁵⁾彼自身は全快したものの、その医療体制には、医療設備の不備、薬剤費の高騰（かつ自弁）、診療医が抑留者から選任される体制（セルビア人医師への不信）など⁵⁶⁾不満も多かった。

健康維持と密接な関係を有する食事についても、公的に支給される食事の質と量についてはいずれの収容所においても満足することはなかった。これは警察の留置所から一貫する感想であった。ドローゼンドルフ収容所では「吾々が此処で政府から貰う、否、買わせられる食料は次の通りである。朝は黒いパンの一片と少し砂糖の入った黒コーヒー。昼はパンの一片に麦汁か豆汁二合位、但し毎日曜日には小指の様な肉を入れた肉汁に馬鈴薯の一切二切入ったもの、晩は朝の通りパンとコーヒーである。吾輩には人間の食すべき食物とは思えなかった⁵⁷⁾」との感想であるが、このメニューは「上流抑留者用収容所」であるキルヒベルク収容所においても同様であった。もっとも城戸や金銭に余裕のある者は酒保で食料を買ひ込み、自炊してその食欲を満たすことも可能だったの

であり、これに対して貧しい者はそれもできず、働きながら貧相な食糧事情のなかで常に飢えを抱えていた⁵⁸⁾

施設や制度上の不備は抑留者の負担となっていたが、収容所生活の困難を一層増していたのは管理者による取り扱いの厳しさであった。逮捕前に日本人へ浴びせられた罵声や投石などの暴力行為は、収容所へ移動する際にも繰り返され、さらには収容所中でも発生した。とくにドローゼンドルフ収容所では、当初歩哨を務めたボスニア兵には、言葉が通じないこともあって、労役中に殴る蹴るの暴行を受けることもあった。さらに肉体的な虐待とは別に、面と向かって痛罵されることもあった。わけても郡長は、公衆の面前で「恩知らずの日本人奴、何の要ありてドイツに兵を向けるのか、卑劣極まる人種だね」と怒鳴りつけ、これに反論すると「自分は黄色人種と話す要がないから吾が目に触る所に居るな⁵⁹⁾」と吐き捨てるように去っていった、とあり、その後も執拗な嫌がらせを受けたことが記されていた⁶⁰⁾ こうした人々の姿勢には、総力戦の中で先鋭化した国民意識が、その敵国民に対する強烈な敵対心として顕現している様を見て取ることができる。彼の抑留体験談のなかで、日本人であるという理由で見知らぬ人だけでなく、これまで親しくしていた人からも「日本人とは話す必要はない」と邪険にされ悪態をつかれるという様子は繰り返し登場する話題であり、そのショックのほどが理解される。そしてそれだけに、批判されたことの裏返しとして、彼は日本および日本人の行為を称賛し、そしてそれを我が事のそれとして矜持を覚えている。その様子は、総力戦が国民戦争であり、相互に国民意識を強化する作用があることを示している。「吾等日本人はドイツ、オーストリアで斯く辛酸を嘗めさせられたが、吾政府は独塊の捕虜を非常に優遇して居るとか塊国新聞で読んで吾輩も大いに満足した。仇に報ゆるに恩を以てする大和民族の優雅な感情は今や世界に認められている。吾輩の敬愛すべき福岡日日読者諸君も福岡に居られる前膠州太守マイヤー・フォン・ワルデック氏や其の部隊の将校士卒に対し寛大にして高等なる九州人士の気質を表されているであろうと吾輩は遙に想像して肩身の広いように感じている⁶¹⁾」。彼は200日以上に及んだ拘留体験をこのように結んでいる。

むすびにかえて

城戸愛三郎氏の抑留体験談は、「忘れられた戦争」とされる第一次世界大戦を日本人がどのように経験したのか、その貴重な肉声を伝えていた。非戦闘員たる民間人も抑留の対象としたことは、オーストリア＝ハンガリーが総力戦の中で国民の総力を動員する一方で、「国民ならざる者」を一絡げに「敵」と見なした結果であった。そのなかで日本人は敵性外国人として罵詈雑言を浴びたり、ときには暴力に晒されたりもした。さらには収容所の食糧事情や医療体制が厳しく、苦しい収容所生活を送ることになったが、この状況は、開戦当初の準備不足というだけでなく、そうした物資が戦場へ優先的に投入された結果でもあった。

ひとりの日本人の総力戦体験はこうしてみると苦難の連続であったし、敵愾心の醸成によって人間集団間にくさびが打ち込まれたことは否定しようもない。しかし総力戦という非常に過酷な運命をもたらす「人の移動」にも、新しい人間関係を切り結び、何とかポジティブな事を作り出そうという営みが存在することも事実である。例えば城戸氏の体験では、ドローゼンドルフで診察を受けていたオーストリアの医師とその姉は、ひとりの日本人の境遇に深く同情し、毎週食料を送り届け、郡長により医療行為が禁止されたのちも、食料を送り届け続けた。また城戸氏自身、病気療養中のグロッサウ収容所では、ロシアの大学生とロシア語とドイツ語の交換教授をしたり、「英語科」を設けて英語学習希望者に講義したり、といった行動をとっていた。キルヒベルク収容所ではその寛容な雰囲気もあずかって、収容者同士、各国の歴史についての講演めいたものや知識交換を行い、苦難のなかで前向きな精神活動の姿を確認できる。もちろんこうした活動は、収容所を管理する側が抑留者の精神衛生を保つために企図した面もあった。しかし時間割と日課が決まった恐ろしく単調な日常の繰り返しのなかにあっては、先述のような活動や、スポーツや演劇などの余暇を過ごす時間は、たとえ「飼いならされたもの」であったとしても、本人たちにとっては生活していくうえで極めて貴重であったろう。

総力戦の体験は、たしかに厳しいものであったろうが、一面的に語る事ができない複雑な側面を有している。城戸氏以外の抑留された日本人は第一次世界大戦をどのようにくぐり抜けていったのだろうか。そして囚らずも総力戦の一コマを覗いた人々にとって、その経験はその後の人生においてどのような影響を与えていったのだろうか。一方で、初の総力戦を体験したヨーロッパ各国にとって民間人を抑留した経験、そしてヨーロッパ並みの規模ではそうした経験をしなかったことが日本にとって有している意味、これらの点については今後さらなる検討を重ねていく必要があるだろう。第一次世界大戦における民間人抑留者の問題について、資料の状況調査等を含め、今後の検討課題を指摘しつつ、ひとまずここで擱筆することとしたい。

【追記】本稿は、2014年度～2016年度科学研究費補助金基盤研究（C）「移民・外国人の包摂と排除に対する「国民意識構造の影響」に関する国制史的考察」（課題研究番号：26380172）、研究代表：梶原克彦）、ならびに2015年度～2017年度科学研究費補助金挑戦的萌芽研究「第一次世界大戦期の世界的「人の移動」に関する基礎研究：アジア・欧州間関係を中心に」（課題研究番号：15K12995、研究代表：奈良岡聡智）による研究成果の一部である。

注

- 1) Matthes Stibbe, *Civilian Internment and Civilian Internees in Europe, 1914-1920*, in: *Immigrants and Minorities*, 28, 2009 (1-2); ditto, *Krieg und Brutalisierung: Die Internierung von Zivilisten bzw., "politisch Unzuverlässigen" in Österreich-Ungarn während des Ersten Weltkriegs*, in: Alfred Eisfeld, Guido Hausmann und Dietmar Neutatz (Hg.) *Besetzt, interniert, deportiert: Der Erste Weltkrieg und die deutsche, jüdische, polnische und ukrainische Zivilbevölkerung im östlichen Europa*, Klartext Verlag, 2013. Richard B. Speed III, *Prisoners, Diplomats, and the Great War: A Study in the Diplomacy of Captivity*, Green Wood, 1990.
- 2) 大津留厚「収容所を生きる」山室信一・岡田暁生・小関隆・藤原辰史編『現代の起点 第一次世界大戦 2 総力戦』岩波書店、2014年。
- 3) Cf. George Montandon, *Im Schmelztiegel des fernen Ostens. Geschichte der Sibirischen Mission des Internationalen Komitees vom Roten Kreuze zu Gunsten der österreichischen und ungarischen Kriegsgefangenen*, Wien, 1923.
- 4) 近藤正憲「シベリア出兵期、日本軍によるハンガリー人捕虜射殺事件の研究」『スラヴ

- 研究』No. 53, 2006年。
- 5) 本宮一男「第一次世界大戦と横浜在留ドイツ人」横浜外国人社会研究会・横浜開港資料館編『横浜と外国人社会－激動の20世紀を生きた人々』日本経済評論社, 2015年。
 - 6) Rolf-Harald Wippich, *Internierung und Abschiebung von Japanern im Deutschen Reich im Jahr 1914*, in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft* Jg. 55 Hef1, 2007.
 - 7) 奈良岡聰智『「八月の砲声」を聞いた日本人－第一次世界大戦と植村尚清「ドイツ幽閉記」』千倉書房, 2013年。奈良岡聰智「第一次世界大戦初期の日本外交－参戦から二十一ヵ条要求まで」山室信一・岡田暁生・小関隆・藤原辰史編『現代の起点 第一次世界大戦 1 世界戦争』岩波書店, 2014年。
 - 8) Sabine Nöbauer, *Japanisch-Österreichische Beziehungen 1914-1923*, Salzburg (Dipl.), 1992, で日本人の民間人が抑留されたことについてごく僅かに触れているが, 人数や人名等, 詳細は全く触れていない。またヴァイトホーフ郡の諸収容所における外国人抑留者の存在に注意を払う R・ムントシュッツ (Reinhard Mundschütz) の一連の研究においても, 「日本人すら収容されていた」という指摘に留まり, 詳細は不明のままである。ところで, 筆者は未見ながら, 島田昌幸「米国国立公文書館 (NARA, Archive II) および米国議会図書館における史料調査報告－オーストリア＝ハンガリー外交に関する史料を中心に－」『学習院高等科紀要』9号, 2011年, において, 駐澳アメリカ大使館の日本人抑留者解放に関する資料の存在が指摘されている。
 - 9) もとより, 日本における捕虜・民間人抑留問題の展開を追っていくには, より多くの事例をつぶさに検討する必要がある。近代日本の捕虜政策は, 明治大正期の厚遇と昭和期の虐待という対照性がつとに指摘されてきた。それぞれの時代についてはこれまでも十分な研究の積み重ねがあるけれども, その対照性がなにもゆえに生じたのか, またどのように政策が変化していったのか, といった点はよくわかっていない。日本の捕虜政策が転換した様子を示すものとしてしばしば取り上げられるのが, 捕虜取り扱いに関する1929年のジュネーブ条約の批准問題である (参照, 内海愛子『日本軍の捕虜政策』青木書店, 2005年)。1934年に海軍次官は本条約を批准しない理由を4つ挙げており, そのうち捕虜取り扱いが日本にとって片務的な負担となる点, そして国際法規が国内法規に対して軽すぎるとした点は, 国際的なルールよりも日本の考え方にに基づく捕虜取り扱いを示したものであり, ここから国際法順守を重視した明治大正期との「違い」が窺える。しかし捕虜に関する「日本的な考え方」は昭和期になって突如として現れたわけではないし, 例えば「武士道」のような考え方は, 戦陣訓を語る際に指摘されるけれども, 武士の情けといった形で大正期の捕虜厚遇の際にも言及されるものである。したがって, 近代日本の捕虜政策の展開をめぐる問題は, その対照性はもちろんのこと, その変容のプロセスと原因, そして変化の内容を考察していく必要があると思われる。
 - 10) ヴィッピヒ, 前掲論文では, 日本が中立を保つと目されていたことをその理由に挙げている。Wippich, *op. cit.*, S. 20 f. 参照, 奈良岡, 前掲論文, 137ページ。
 - 11) 青森郷友会総会で行われたこの講演は, のち, 「大戦乱勃発前夜」と題され, 『東奥日報』

に1914（大正3）年12月11日より4回にわたり分割掲載された。本資料は奈良岡聰智氏（京都大学）のご厚意により筆者へ供与されたものである。ここに記して感謝申し上げる。

なお引用に際しては、旧字体は改め、適宜句読点を施すなどの技術的な修正を行った。

- 12) 『東奥日報』1914（大正3）年12月12日。
- 13) 同上。
- 14) 『東奥日報』1914（大正3）年12月13日。
- 15) 同上。
- 16) 奈良岡，前掲論文，138ページ。
- 17) 『東奥日報』1914（大正3）年12月13日。
- 18) 『東奥日報』1914（大正3）年12月14日。
- 19) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B07090576900，欧州日独戦争ノ際在外公館及本邦人引揚一件 第二卷（5-2-1-0-24_002）（外務省外交史料館）。
- 20) これらのカテゴリーとその収容の様子については，大津留厚，前掲論文，参照。
- 21) Reinhard Mundschtütz, *Das Internierungslager Drosendorf/Thaya 1914-1920 : Eine Beitrag zur Geschichte der Behandlung fremder Staatsangehöriger in Österreich während des 1. Weltkriegs*, Wien (Dipl.), 1993, S. 10. 以下，Mundschtütz, Drosendorf と略記する。
- 22) Ibid., S. 16.
- 23) Ibid., S. 13.
- 24) Cf. Reinhard Mundschtütz, *Das Internierungslager in Großau während des Ersten Weltkriegs 1914-1918*, in: Ignaz Nagl, *Geschichte und Geschichten aus Großau und Umgebung*, Raabs, 2008, S. 65. 以下，Mundschtütz, Großau と略記する。
- 25) 城戸愛次郎「奥国拘禁当時を偲ぶ（一）」『福岡日日新聞』1915（大正4）年7月29日。この掲載記事でなぜ名前が愛三郎ではなく「愛次郎」となっているのか，その理由は不明である。とはいえ，この記事が本人の手によることは，彼が第一次大戦後に救恤金の申請に際して，他の証拠物と共に福岡日日新聞の記事を挙げている点，さらに添付された『イヴニング・スタンダード（Evening Standard）』掲載記事の内容からも，間違いのないと思われる（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B09072965400，日独欧州戦争関係救恤一件／申請書 第五卷（5-2-17-0-30_10_005）（外務省外交史料館））。
- 26) 城戸「奥国拘禁当時を偲ぶ（二）」『福岡日日新聞』1915（大正4）年7月30日。同様の記述は，当時，同じく留学生としてオーストリアに滞在していた小野寺直助の日記にも確認される（参照，小野寺龍太『日露戦争時代のある医学徒の日記－小野寺直助が見た明治－』弦書房，2010年，216-217ページ）。ここには黄禍論に通じるような人種主義の側面が窺えるかもしれないが，しかし城戸自身，この場を逃れるために中国人のふりをしたところ，それに対して「あいすみません」との反応があったことが記しており，日本人への罵声はナショナリズムの高揚から生じたと見て取れる。
- 27) 城戸「奥国拘禁当時を偲ぶ（三）」『福岡日日新聞』1915（大正4）年7月31日。
- 28) 同上。

- 29) 「部屋は大きいが不潔極まるロシアの労働者や乞食なぞが何百人といるのだから見ても気持ちが悪くなる位であるのに、先生らと一緒に寝、金盥見た様なものに入れて持って来たコーヒーを口突込んで牛の様に飲むんだから夢としか思われぬ」としている。当時の外国人抑留者のうち、ロシア人も多数いたが、その多くはロシアとの国境地帯で捕獲された兵役逃れの逃亡兵であった。
- 30) Mundschtütz, Großau, S. 58. 抑留収容所と拘禁収容所は、それぞれ抑留者と拘禁者という収容者のグループに対応したものである。抑留者 (Internierte) は資産がなく、公的扶助を受け、収容所で兵による監視を受ける者であり、拘禁者 (Konfinierte) は彼等よりも多くの自由を享受し、みずからの出費で生活する者である (Afons Zak, *Die Stationen der Internierten, Konfinierten und Flüchtlinge im niederösterreichischen Waldviertel (1914-1918)*, in: *Aus der Heimat: Zeitschrift für Heimats- und Volkskunde*, Jg. 2, Nr. 4, 1929, S. 58.)。法令上の規程は、NÖLA (Niederösterreichisches Landesarchiv) K. k. n. ö. Statthaltereipräsidium, Kanzlei-Abteilung, P., ZI 384P, Bd. 1, 1914. 拘禁者には、例えば他の収容者同様に抑留されながらも、抑留収容所内で医師を務めた者たちが該当した。
- 31) NÖLA K. k. n. ö. Statthaltereipräsidium, Kanzlei-Abteilung P., ZI. 3110, IXa, 1917. ドローゼンドルフに650名収容されており、そのうち1名が日本人であると報告されている。その他、ロシア人、セルビア人、モンテネグロ人、ベルギー人、オーストリア人、そして黒人系イギリス人とされた者が10名、黒人系フランス人とされた者が1名いた。
- 32) Ibid.
- 33) 藤井慶乗については、ザルツブルクにおける動きだけでなく、ヴァイトホーフエン郡内での収容についても、判然としない点がある。名簿で両者の名前を確認できた限りでは、1914年11月18日に城戸愛三郎がドローゼンドルフから、藤井がイルマウ (Illmau) から、共にグロッサウへの移送となった (NÖLA K. k. n. ö. Statthaltereipräsidium, Kanzlei-Abteilung, P., ZI 384P, Bd. 1, 1914.)。ヴァイトホーフエン郡から、戦時監視局をはじめとするウィーンの関係各所へは、毎週、収容所ごとに集計した人数が報告されていた。これによると、11月23日にはグロッサウに日本人が2名とあるが、11月30日にはグロッサウに1名、イルマウに1名となり、12月14日ではグロッサウに1名、カウツェン (Kauzen) に1名となったことで、藤井がグロッサウからイルマウ、さらにカウツェンへと移動した様子が確認できる (NÖLA K. k. n. ö. Statthaltereipräsidium, Kanzlei-Abteilung P., ZI. 384P, Bd. 1, 1914.)。当時日本が入手した藤井慶乗の安否確認では、1月上旬に城戸ともどもカウツェンにいたことが確認されているが (JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B07090576800, 欧州日独戦争ノ際在外公館及本邦人引揚一件 第二卷 (5-2-1-0-24_002) (外務省外交史料館)), 少なくとも城戸の所在については誤った情報の可能性が高いと思われる。藤井についても、グロッサウへの移動に関しては信憑性が低いだろう。それというのも、イルマウとカウツェンはほぼ同一敷地といってよい程の近距離に位置しており、約1週間で遠く離れたグロッサウとの間を往復するとは考えにくいからである。藤井の抑留状況については、また稿を改めて論じる予定である。

- 34) Reinhard Mundschtütz, *Internierungslager im Waldviertel. Die Internierungslager und -Station der BH Waidhofen an der Thaya 1914-1918*, Wien (Diss.), 2002, S. 227. 以下, Mundschtütz, Internierungslager と略記する。
- 35) Ibid., S. 228.
- 36) Ibid., S. 231.
- 37) Mundschtütz, *Großau*, S. 61.
- 38) Ibid., S. 61.
- 39) Ibid., S. 62.
- 40) Ibid., S. 71-72. 医師は同じ抑留者の間からリクルートされ, その多くはセルビア人であった。彼らに対しては, 拘禁収容所での生活が認められるなど, 特権も付与された。
- 41) Mundschtütz, *Internierungslager*, S. 252.
- 42) Ibid.
- 43) Ibid. 捕虜・抑留者収容所を運営する際に, 対外的宣伝ないしプロパガンダの意図をもって接するというのは, 各国にしばしば見受けられるものである。中立国の視察はその格好の機会となる。城戸の体験談にもこうした視察にまつわる一節があり, グロッサウ収容所に視察があるということになって, 御馳走が出てきたり, 施設の改修や寝具など供給品の増加があったりと, 急に待遇がよくなった様子を伝えている。結局その時にはアメリカ大使館員がグロッサウ収容所を訪問することはなかったため, 城戸自身はこれをオーストリア官憲の「子供じみた悪戯」と笑い飛ばした。けれども, おそらくは収容所の運営者は大使館員来訪の知らせに急遽対応し, 「良い待遇」を宣伝する意図を持っていたと思われる(「奥国拘禁当時を偲ぶ(九)」『福岡日日新聞』1915(大正4)年8月7日)。
- 44) 城戸「奥国拘禁当時を偲ぶ(四)」『福岡日日新聞』1915(大正4)年8月1日。
- 45) 同上。
- 46) 城戸「奥国拘禁当時を偲ぶ(六)」『福岡日日新聞』1915(大正4)年8月4日。この時点では毛布の支給はなかったようである。
- 47) 城戸「奥国拘禁当時を偲ぶ(八)」『福岡日日新聞』1915(大正4)年8月6日。
- 48) 同上。ドイツ, オーストリアで発行された新聞も読むことができ, さらには各国の言語による文学を中心とした小規模図書館も作られたという。日本語の蔵書があったとは考えにくいものの, 収容所側が抑留者の精神状態にも配慮していた様子がうかがえるエピソードである。Cf. Mundschtütz, *Großau*, S. 70.
- 49) 城戸「奥国拘禁当時を偲ぶ(十)」『福岡日日新聞』1915(大正4)年8月8日。
- 50) 城戸「奥国拘禁当時を偲ぶ(五)」『福岡日日新聞』1915(大正4)年8月3日。
- 51) 城戸「奥国拘禁当時を偲ぶ(六)」『福岡日日新聞』1915(大正4)年8月4日。
- 52) 同上。
- 53) 同上。ドローゼンドルフ収容所では, 入所より3日後に穀物倉庫の東側の畑にアルミで作った「五右衛門風呂見たようなもの」が3つ据え付けられ, これが「炊事場」とされたように, 調理施設にも不衛生な状態が見受けられた。

- 54) 城戸「埶国拘禁当時を偲ぶ（七）」『福岡日日新聞』1915（大正4）年8月5日。
- 55) 城戸「埶国拘禁当時を偲ぶ（八）」『福岡日日新聞』1915（大正4）年8月6日。
- 56) 同上。
- 57) 城戸「埶国拘禁当時を偲ぶ（五）」『福岡日日新聞』1915（大正4）年8月3日。
- 58) 同上。そうした中、他人のパンを盗む者もあり、これが発覚して処罰されることもあった。富める者は物品やサービスの購入が可能だった点で恵まれていたとはいえながらも、抑留者の金銭が予め「預金」を余儀なくされており、そこから、物品・食糧・医療・薬剤の支給や提供の際に—その提供されるモノが貧相であるだけに—代金が天引きされたので、不満も大きかった。またこのシステムは、収容所から解放された際、収容者が無一文で放り出される問題性もはらんでいた。城戸もこの点について「埶国政府が種々の口実の許に悉皆捲き上げて了ったからである。この金は故郷の老父母が早く帰って喜ばせてくれよと言われるものだから夜も眠らずして翻訳などして貯蓄し帰朝の旅費にしようと思っていたもの。斯かる詐欺手段で捲き上げられたのは残念であった」と述べている（城戸「埶国拘禁当時を偲ぶ（四）」『福岡日日新聞』1915（大正4）年8月1日）。
- 59) 城戸「埶国拘禁当時を偲ぶ（五）」『福岡日日新聞』1915（大正4）年8月3日。
- 60) 城戸「埶国拘禁当時を偲ぶ（七）」『福岡日日新聞』1915（大正4）年8月5日。
- 61) 城戸「埶国拘禁当時を偲ぶ（十一）」『福岡日日新聞』1915（大正4）年8月9日。